○東京藝術大学における大学教員の任期の更新に関する細則

平成30年3月1日 制 定

改正 令和 4 年 9 月 15 日 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 26 日

(総則)

第1条 東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則(以下「任期規則」という。)第6条から第8条に規定する任期を定めて雇用する大学教員の任期の更新については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(更新希望の確認)

第2条 任期規則第6条第2項に定める更新希望の有無を確認するための文書は、 更新希望確認書(別紙様式1)とする。

(通知)

第3条 任期規則第8条第1項に定める更新希望者に対し更新の可否を通知する文書は、更新審査結果通知書(別紙様式2-1又は2-2)とする。

(不服申立て)

第4条 更新を否とされた更新希望者が、任期規則第8条第2項に定める不服申立 てを行う場合は、更新審査結果通知書を受理した日から14日以内に更新再審査申 請書(別紙様式3)を学長に提出するものとする。

(更新再審查委員会)

- 第5条 更新再審査委員会(以下「再審査委員会」という。)は、次に掲げる委員を もって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 当該更新希望者の更新審査において、任期規則第7条第2項に定める教育研究評議会が専門的な審査を付託した教授会に属さない者で、学長が指名する者 若干名
- 2 再審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、再審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 再審査委員会は、必要に応じ委員以外の者、更新希望者及び更新希望者が所属する教授会(社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター、保健管理センター及び芸術情報センターの所属する更新希望者にあっては当該運営委員会とする。)に意見を求めることができる。

(更新再審査)

- 第6条 学長は、更新再審査申請書を受理したときは、教育研究評議会に報告する とともに、更新再審査を行うため、再審査委員会を速やかに開催するものとす る。
- 2 教育研究評議会は、再審査委員会の審査結果に基づき、更新の可否を審査するものとする。
- 3 学長は、教育研究評議会の審査結果に基づき、更新の可否を決定し、更新再審 査結果通知書(別紙様式4-1又は4-2)により当該更新希望者に通知するも のとする。

4 更新に係る再々審査は行わないものとする。

附則

- この細則は、平成30年3月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和4年9月15日から施行する。 附 則
- この細則は、令和5年6月15日から施行する。 附 則
- この細則は、令和5年11月1日から施行する。

更新希望確認書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

氏名 印

私は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則の規定により、任期を更新し、下記のとおり任期を定めて雇用されることを 希望いたします。 希望いたしません。 ※いずれかに○をする

記

更新後の任期

(元号) 年 月 日~ (元号) 年 月 日

更新審査結果通知書

(元号) 年 月 日

(氏名) 殿

東京藝術大学長

東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則に基づき審査した結果、任期を 更新することに決定しましたので、通知します。

記

更新後の任期

(元号) 年 月 日~ (元号) 年 月 日

更新審査結果通知書

(元号) 年 月 日

(氏名) 殿

東京藝術大学長

東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則に基づき審査した結果、下記の 理由により任期を更新しないことに決定しましたので、通知します。

なお、再審査を希望される場合には、(元号) 年 月 日までに更新再審査 申請書を人事労務課まで提出してください。

記

【理由】

更新再審査申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

所 職 名

氏 名

印

私は、更新審査結果通知書により、任期を更新しない旨通知を受けましたが、下記 の理由により更新再審査を申請します。

記

【理由】

更新再審査結果通知書

(元号) 年 月 日

(氏名) 殿

東京藝術大学長

東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則に基づき再審査した結果、任期 を更新することに決定しましたので、通知します。

記

更新後の任期

(元号) 年 月 日~ (元号) 年 月 日

更新再審査結果通知書

(元号) 年 月 日

(氏名) 殿

東京藝術大学長

東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則に基づき再審査した結果、下記の理由により任期を更新しないことに決定しましたので、通知します。

記

【理由】